

(目的)

第1条 この電子申請システム利用規約（以下「規約」という。）は、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が運営する電子申請システム（以下「本システム」という。）の利用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子申請等 本システムを利用して申請等をオンラインで行うことをいう。
- (2) 利用者 本システムを利用して電子申請等を行う者をいう。
- (3) 利用者登録 本システムの利用に必要な利用者ID及びパスワードの発行のために、本システムを利用して氏名、メールアドレス等の登録を行うことをいう。
- (4) 利用者ID 利用者を特定するため、利用者登録時にセンターが付与する符号をいう。
- (5) パスワード 利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定及び管理を行う符号をいう。
- (6) 入力情報 電子申請等のために本システムに入力する申請物件に関する情報をいう。
- (7) 電子ファイル 電子申請等のために本システムに登録する申請図書等の電磁的記録をいう。

(規約への同意)

第3条 利用者は、この規約の内容を確認し、この規約に同意した場合に限り本システムを利用できるものとする。なお、利用者が本システムを利用した際にはこの規約に同意したものとみなす。

(利用者の責任)

第4条 利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとする。

- 2 利用者は、自己の責任と負担において本システムを利用するために必要な機器及び環境を準備し、これらを管理するものとする。
- 3 利用者は、本システムの利用に際して使用する機器のセキュリティ対策に努めるものとする。
- 4 利用者は、本システムに電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとする。また、ウイルスチェックにおけるウイルス定義ファイルは常に最新のものを使用するものとする。
- 5 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく登録内容の変更を行うものとする。

(利用可能時間)

第5条 本システムは、原則として24時間365日利用可能とする。ただし、保守・点検等により、利用者に事前通知することなく本システムの一部又は全部を停止する場合がある。

(電子ファイルの形式)

第6条 利用者が本システムに登録する電子ファイルの形式は、PDF (Portable Document Format) のみとする。ただし、事前にセンターと協議し、センターがPDF以外の形式による電子ファイルの登録を了承した場合はこの限りではない。

(システム使用可能文字)

第7条 本システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とする。

- (1) 1バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用する。
- (2) 2バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、漢字についてはJIS第一水準漢字及び第二水準漢字を使用する。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用する。

(禁止事項)

第8条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 本システムをセンターへの申請以外の目的で利用すること
- (2) 本システムに不正にアクセスすること
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること
- (4) 本システムにウイルスに感染した電子ファイルを登録すること
- (5) 虚偽の利用者登録により本システムを利用すること
- (6) 他人の利用者ID、パスワード等を不正に利用すること
- (7) 自身の利用者ID、パスワードにより他人に本システムを利用させること
- (8) その他法令等に反すると認められる行為をすること

(利用の停止または制限)

第9条 センターは、利用者に対し、前条各号のいずれかに該当すると認められる場合は、事前に通知し本システムの利用を停止又は制限することができる。ただし、緊急を要する場合は、通知することなく本システムの利用を停止又は制限することができる。

(個人情報保護)

第10条 センターが本システムにより知り得た利用者の情報、入力情報及び電子ファイル等の個人情報の取扱いは、センターの「個人情報保護規程」によるものとする。

(免責事項)

第11条 センターは、次の各号に掲げる損害について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害
- (2) 改修や障害のため本システムの中断、停止又は休止を行ったことにより生じた損害

(著作権)

第12条 本システムに含まれるプログラム及びその他の著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されており、これらの複製、改変、編集、頒布等の行為及びリバースエンジニアリングを禁ずる。

(準拠法及び管轄)

第13条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

- 2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規約の改定)

第14条 センターは、利用者に対して事前に通知することなくこの規約を改定できるものとし、改定されたこの規約の施行日以降の本システムの利用については、改定後の規約が適用されるものとする。

- 2 センターは、この規約を改定した場合は、速やかにセンターのホームページを通じて周知することとする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。